

平成 26 年 11 月 12 日

要望書

厚生労働省

保険局長 唐澤 剛様

一般社団法人日本保険薬局協会

会長 中村 勝

日本保険薬局協会では、医療給付の社会的な公平性を担保するために、事務連絡「保険医療機関及び保健医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 9 月 14 日）に基づき、協会の会員企業に対して、これまで、自社カードによる保険診療の自己負担金の精算についてポイント等を付与することは厳に自粛するよう周知徹底をお願いしているところであります。

しかしながら、所管する地方厚生局の判断が統一的でなく、地方によっては自社カードによるポイント付与について寛容に対応しているところもあると聞くに及んでおります。

本会の会員のように全国的に薬局をチェーン展開している場合には、全国一体的に運用するのを旨としており、ポイントの取り扱いについても上記の厚生労働省事務連絡に基づき、保険調剤における調剤一部負担金については、全国的にポイント付与をしないように自主的に自粛しているところであります。

地方厚生局によってポイントの取り扱いが異なるという状況になると、当該地方のみで営業している薬局等については、そのローカルルールによって自社クレジットカードの決済につきポイントを付与できることになり、全国一律で自粛している全国チェーンとの間で不公平が生じかねません。

クレジットカードによる現金決済について、その決済をしたカード会社が付与するポイント及び自社クレジットカードによってカード決済会社による現金決済にかかるポイント付与とは別に、自社店舗で購入した額に応じてポイントを付与する行為は、先に厚生労働省通知において禁止され、厳に慎むように指導したにも関わらず全国一律で運用されていないのは、全国展開するチェーン薬局には少なからず公平な競争の機会を阻まれる結果となっております。

厚生労働省におかれましては、こうした事情にご理解を賜り、先の事務連絡を全国で一体的に運用されますようここに強く要望いたします。